

介護職員等処遇改善等の周知について

〈キャリアパス要件〉

- ① 介護職員の任用における職位、職責または職務内容等の要件を定めている。
- ② 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
- ③ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。
- ④ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び下記（１）（２）に関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。
 - （１）資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。
（具体的取り組み：年２回の人事評価）
 - （２）資格取得のための支援の実施
（具体的取り組み：優先的に研修参加または休日の提供）
- ⑤ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定額に昇給を判定する仕組みを設けている。
 - ・経験に応じて昇給する仕組み
 - ・資格等に応じて昇給する仕組み
 - ・一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み
- ⑥ ⑤について、全ての介護職員に周知している。

〈職員環境等要件について〉

- ① 入職促進に向けた取り組み
 - ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・取組などの明確化
 - ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
 - ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
- ② 質の向上やキャリアアップに向けた支援
 - ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
 - ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保

- ③ 両立支援・多様な働き方の推進
- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
 - ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規社員制度の導入、職員の希望に即した不正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
 - ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
 - ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- ④ 腰痛を含む心身の健康管理
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び検収等による腰痛対策の実施
 - ・短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや職員のための休憩室の設置等、健康管理対策の実施
 - ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
 - ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ⑤ 生産性向上のための業務改善の取組
- ・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務料の縮減
 - ・5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・躰）等の実践による職場環境の整備
 - ・業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ⑥ やりがい・働きがいの醸成
- ・ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
 - ・利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
 - ・ケアの好事例や利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

〈加算区分〉

- 上記の「キャリアパス要件」と「職場環境等要件」を満たし、かつ介護福祉士等の配置要件（サービス提供体制強化加算Ⅰ又Ⅱもしくは日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡの取得）を満たす事業所は、新加算Ⅰ
- 上記の「キャリアパス要件」と「職場環境等要件」を満たす事業所は、新加算Ⅱ